

# 大阪市立平野西小学校PTA規約

## 第1章 名称

第1条 本会は大阪市立平野西小学校PTAと称する。

## 第2章 目的

第2条 本会の目的は次の通りとする。

1. 家庭、学校及び社会の協力によって児童の福祉を増進する。
2. すこやかな子どもの育成をめざし、保護者の教育力を高める。
3. 教育に対する理解を深め、これを発展させる。
4. 学校の教育的環境の整備をはかる。
5. 学校の方針の理解に努め協力する。
6. その地域における社会教育の振興をはかる。
7. 会員相互の親睦をはかる。

## 第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に基づいて活動する。

1. 本会は特定の政党や宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とする行為は行わない。
2. 本会は児童の福祉のために活動する他の社会教育関係団体及び機関と協力する。
3. 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。
4. 本会は学校の基本方針・学校管理・教員人事には一切干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 本会の会員になることのできるものは次の通りである。

1. 学校に在籍する児童の両親又は保護者
2. 学校に勤務する校長及び職員
3. 校区内に居住し、特に教育に関心をもって入会を希望するもの

第5条 会員はすべて会費を納入する義務を有する。

第6条 本会の会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

## 第5章 経理

第7条 本会の経費は、会員から徴収した会費によってまかなう。

第8条 本会の会費ならびに資産はすべて、第2章第2条にあげた以外の目的のために支出または使用してはならない。

第9条 会費は会員1人につき口数制とし1口月額100円とする。

第10条 本会の経理は会計監査委員会の監査を受け、これを会員に報告されなければならない。

第11条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 経理については別に会計規定を定めることができる。

## 第6章 役員とその選出方法

第13条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名 両親又は保護者（ただし、PTA会員の中から）
2. 副会長 2名 両親又は保護者（ただし、PTA会員の中から）
3. 書記 3名 教職員1名と両親又は保護者（ただし、PTA会員の中から）2名
4. 会計 1名 両親又は保護者（ただし、PTA会員の中から）
5. 役員は男女いずれか一方のみであってはならない。
6. 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。  
又、その年度の事情により会長以外の役員を若干増減員することができる。
7. 本会に総務及び顧問を置くことができる。（総務はPTA全般の庶務を行う。）

第14条 役員の選出及び就任は、次の通り行われる。

1. 7名の委員からなる役員候補者推薦委員会をつくる。  
イ. 実行委員会は会員（実行委員を除く）中より、4名を推薦し委員総会の承認を得て選出する。  
ロ. 教員の中より互選により2名を選出する。  
ハ. 実行委員会の中から互選により1名を選出する。
2. 推薦委員会は、各々の役員の候補者をあげ、総会の少なくとも5日前に会員に告示する。
3. 役員候補者に対しては、推薦委員会より氏名を発表する前に本人の同意を得なければならない。
4. 役員は定例総会において承認を求めて決定し、直ちに就任する。

## 第7章 役員の資格と任務

第15条 公選による公職者は役員になれない。

第16条 役員の任務は次の通りである。

1. 会長は (イ) 総会、各種委員会を招集し、これを総括する。  
(ロ) 外部に対して本会を代表する。  
(ハ) 常置委員会、特別委員会（役員候補者推薦委員会を除く）の委員長、副委員長及び委員を委嘱する。
2. 副会長は (イ) 会長を補佐する。  
(ロ) 総会その他各種の会合の司会をする。

- (ハ) 会長に事故あるときはその代理をする。
- 3. 書記は (イ) 総会、実行委員会の議事、その他会全般の活動状況を記録し、保管する。  
(ロ) 総会、その他各種の会合の通知をする。
- 4. 会計は (イ) 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を行う。  
(ロ) 会計簿を保管し、何時でも会員の閲覧に供する。  
(ハ) 会計監査、会員に会計報告をしなければならない。

## 第8章 総会

第17条 総会は本会の最高の決議機関である。

第18条 総会の定足数は会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。委員総会については前項を準用する。

第19条 定例総会は年間2回とし、予算及び決算報告をしなければならない。

第20条 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求のあった場合は、会長は随時臨時総会を招集しなければならない。

## 第9章 実行委員会

第21条 実行委員会は、本会の役員、各常置委員会の委員長、副委員長及び校長・教頭・教務主任・同和主担によって組織構成される。

第22条 実行委員会の任務は次の通りである。

1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提出する報告書を作成する。
3. 必要ある場合は特別委員会を設ける。
4. その他会則並びに総会の決議に従って事務を処理する。
5. 会長以外の役員に欠員の生じた場合には、それを補充する。

第23条 実行委員会の例会は隔月1回開く。ただし、会長が必要と認めた場合、臨時に開くことができる。実行委員会の定足数は委員数の2分の1とする。

## 第10章 委員会

第24条 委員会には、常置委員会、特別委員会がある。

- 第25条 1. (イ) 常置委員会委員長及び副委員長は役員の承認を得て会長が委嘱する。任期は1年とし、再選はさまたげない。  
(ロ) 原則として、全ての保護者は、児童一人につき入学から卒業までの間にいずれかの委員会に必ず1回以上所属するものとする。
2. 委員は委員長の選定に基づき会長が委嘱する。任期は1年とする。ただし、再任はさまたげないが、学級委員会の重任は2年を限度とする。
3. 1人が同時に2種以上の常置委員会の委員長、副委員長、及び委員に委嘱されてはならない。

第26条 常置委員会として次のものを置く。

- |          |               |                     |            |
|----------|---------------|---------------------|------------|
| 1. 広報委員会 | 2. 成人教育・地域委員会 | 3. 校外指導委員会          | 4. 保健給食委員会 |
| 5. 厚生委員会 | 6. 人権啓発委員会    | 7. 学級委員会 (企画委員会 兼務) |            |

第27条 特定の目的を遂行するために実行委員会は特別委員会を設けることができる。これは所定の任務を終えると共に自動的に解散する。特別委員長及び委員の選任は第25条に準じて行う。

1. 会計監査委員会
2. 施設特別委員会

## 第11章 各委員会の任務

第28条 広報委員会は、会員並びに公衆に対し、本会の意義、活動状況、行事等を知らせ認識を深め、進んで協力を得るように努める。

第29条 成人教育・地域委員会は会員の教養を高め、各行事において地域諸団体との連携に努める。

第30条 校外指導委員会は、校外における児童の保護善導のため、会員相互の連絡並びに学校、青少年健全育成会等、地域関係諸団体との連絡・協力を努める。また、学校の教育的環境の整備及び地域社会の環境の改善にも努める。

第31条 保健給食委員会は、学校保健に関する認識を深め、児童の体位向上と健康の増進に努めるとともに、適切なる学校給食の実施・改善に協力する。

第32条 厚生委員会は、児童の福祉・厚生に努め、会員相互の親睦をはかる。

第33条 人権啓発委員会は、児童や会員の人権が守れるよう人権意識を改善し、地域諸団体と連携して啓発活動に努める。

第34条 学級委員会は、学級担任・学級の保護者相互の連絡をはかり、学級懇談会等の学級を中心とした活動が円滑にすすむよう積極的に協力する。また、PTA活動の活性化に向けて、適正な事業の企画・立案等を行う。

第35条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年2回、全会員にその結果を報告しなければならない。

第36条 常置委員会及び特別委員会は、その事業計画について実行委員会にはからねばならない。

## 第12章 改正

第37条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は少なくとも5日前にその内容を全会員に通告しなければならない。

(1985年5月改正) (1994年4月改正) (2004年4月改正)

(1988年4月改正) (1997年4月改正) (2018年4月改正)